

浜松市物流等円滑化支援交付金のご案内

(交付金募集要領)

令和5年11月7日時点

問い合わせ先

浜松市物流等円滑化支援交付金事務局

〒430-0934

静岡県浜松市中区千歳町 70-1 ファンビルディング 4 階

コールセンター：0570-078-722

受付時間：8時30分～17時15分

(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

浜松市物流等円滑化支援交付金募集要領

1 制度概要

(1) 目的

原油価格の高騰に伴って燃料費負担が増加している貨物自動車運送業者等を支援することで、物流の円滑化と浜松市の経済の持続性向上を図ることを目的として、浜松市物流等円滑化支援交付金を支給します。

(2) 交付金

(車両1台あたり45,000円) × (浜松市内の営業所に登録されている車両台数の2分の1)

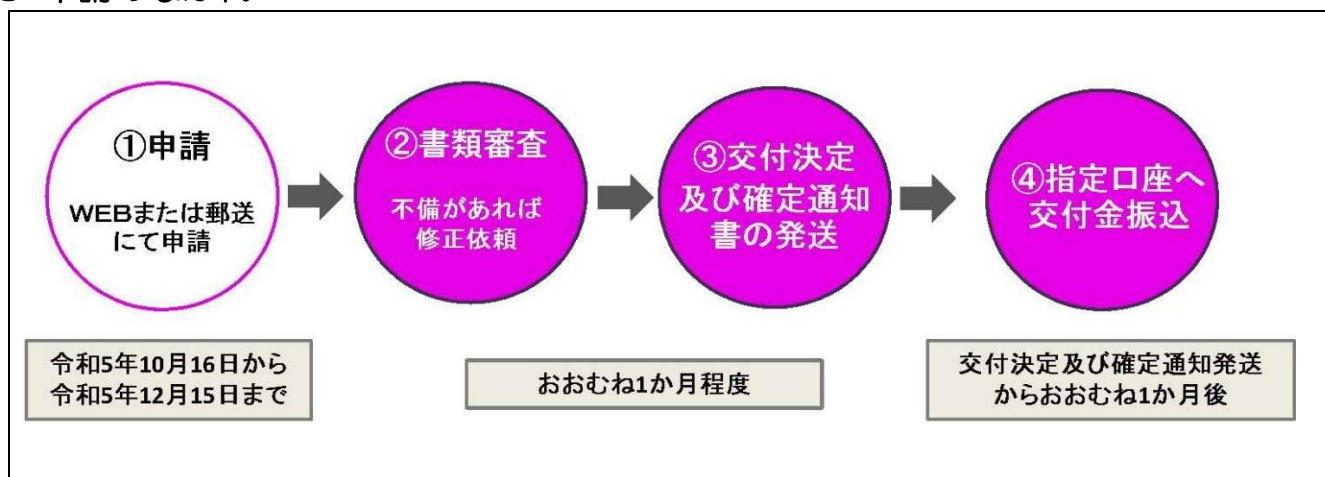
1社あたりの交付限度額：225万円

※詳細は、「6 交付金の額」をご確認ください。

2 申請受付期間

令和5年10月16日(月)から令和5年12月15日(金)まで

3 申請のながれ



4 交付対象者

交付の対象は、次に掲げる要件を全て満たす道路運送事業者

(1)	市内に本店または支店、営業所、事業所を有すること。
(2)	交付申請時点において、 <u>道路運送事業等に必要な許可を得、又は届出を行い、浜松市内で当該道路運送事業等を継続していること。</u> ●道路運送事業等に必要な許可又は届出とは 1 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用してモノを運送する事業者が国土交通省へおこなう事業の許可及び届出（貨物自動車運送事業法第3条、35条、36条） ①一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可（緑ナンバー） ②貨物軽自動車運送事業の届出（黒ナンバー） 2 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用してヒトを運送する下記2つの事業者が国土交通省へおこなう事業の許可（道路運送法第4条） ①一般貸切旅客自動車運送事業の許可（貸切バス）

	<p>②特定旅客自動車運送事業の許可（学校や工場等の送迎バス）</p> <p>※ ただし、道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録を得たものは除く</p> <p>●<u>当該道路運送事業等を継続しているとは</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人は、申請時に本店の登記簿上の住所が浜松市内にあること。支店等の場合には、申請時に市内に登記があり、市税の納付事実があるもの。 <u>ただし、法人の支店等の登記がされていない場合は、事業実態を確認したうえで判断します。</u> ・個人事業主は、申請時に浜松市内に店舗・事業所を有するもの。
(3)	<p>市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。</p> <p>●市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合は、市長名義の市税徴収猶予承認通知書の写しを添付してください。</p>
(4)	<p>納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。</p> <p>●申請時点において特別徴収義務者として指定されていないことについて正当な理由がある場合は、市民税・県民税特別徴収未実施理由書をご提出ください。</p> <p>●毎月の給与支払い者（従業員等）が3名以上いる特別徴収未実施の事業者の方で、特別徴収を行う必要のない<u>正当な理由がない事業者の方</u>には、別途、切り替えのご案内をさせていただきます。</p>
(5)	<p>●以下のいずれかに該当する場合は、交付の対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国または、法人税法別表第1に規定する公共法人 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者 ③政治団体 ④宗教上の組織又は団体 ⑤暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ⑥暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ⑦暴力団員等と密接な関係を有する者 ⑧⑤～⑦に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう）となっている法人その他団体 ⑨①～⑧に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

5 証明願

下記別表の3の、**交付対象事業者であることを確認するための書類が紛失等により提出できない場合は**、下記の方法で中部運輸局静岡運輸支局より**証明**を受けてください。

(1) 提出先

浜松市公式ホームページより「一般貨物自動車運送事業者用証明願」または「貨物軽自動車運送事業者用証明願」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記までご提出ください。

〒422-8004
 静岡市駿河区国吉田2-4-25
 中部運輸局静岡運輸支局 輸送・審査担当宛て

(2) 提出方法

- ・直接持参または切手を貼った返信用封筒とともに提出先まで郵送してください。
- ・提出は持参、交付は郵送も対応可能ですが、その際は必ず切手を貼った返信用封筒をご持参ください。
- ・郵送にて提出、交付は直接中部運輸局にて受け取ることも可能です。

(3) 注意事項

- ・証明願の提出から交付まで**1週間程度お時間がかかります**。
(即日発行は不可)
- ・郵送の場合は、交付までさらにお時間がかかりますので、早めにお手続きください。

6 交付金の額

(1) 交付金算出方法

(車両1台あたり45,000円) × (浜松市内の営業所に登録されている車両台数の2分の1)

ただし、車両台数については、小数点以下は切り上げるものとします。

〈例〉登録車両台数が2台の場合 2台×1/2=1台

登録車両台数が3台の場合 3台×1/2=1.5台→2台(切り上げ)

(2) 交付対象車両

- ①営業ナンバー(緑ナンバー・黒ナンバー)を取得している事業用車両
 - ②交付対象事業者が営む道路運送事業等のために当該交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両
- ※一般貸切旅客自動車運送事業の車両のうち、他の旅客自動車運送事業と併用している車両は除く。
※車検証の有効期間を過ぎている車両は除く。

(3) 交付額の上限

1社あたりの交付限度額は**225万円**とします。

7 申請方法等

(1) 申請様式の入手方法

申請様式は以下の方法で入手できます。

①浜松市公式ホームページ

浜松市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/butsuryu/kouhukin/shien.html>

②申請書希望者への郵送

申請書希望者へ様式を郵送いたしますので、交付金事務局までご連絡ください。

(2) 申請方法

WEBを利用した電子申請又は郵送により申請してください。

①WEB

WEB申請の場合は、浜松市公式ホームページに掲載している申請フォームよりご申請ください。



市HPはこちらのQRコードからもアクセスできます

②郵送

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。

〒430-0934

静岡県浜松市中区千歳町70-1ファンビルディング4階
浜松市物流等円滑化支援交付金事務局

(3) 申請書類

申請にあたり、下記別表の書類が必要となります。

WEB申請の場合は、同じ項目のフォームに入力してください。

また、添付書類は該当部分を写真に撮るかスキャナ等で取り込み、送信してください。

8 交付決定及び不交付の決定

(1) 交付決定の通知

申請書類の内容を審査し、適切と認められた後、交付決定兼確定通知書（第3号様式）を発送します。その後指定口座へ交付金をお振込みします。

(2) 不交付決定の通知

審査の結果、交付要件を満たしていない場合のみ、不交付決定通知書（第4号様式）を送付します。

※市税の納税状況の確認を実施した結果、未払いとなっている市税がある場合で、すみやかに未納が解消されない場合は不交付となる場合があります。

(3) 交付決定の取消

必要に応じて対象事業等の実態について報告や検査を求めることがあります。

交付の決定及び確定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は、交付決定を取り消します。**その場合、補助金を返金していただくとともに加算金をお支払いいただきます。詳細は、「10 不正受給が発覚した場合」をご確認ください。**

9 交付対象外事業

令和5年度中に交付対象車両が、国県または市から、当交付金と同様の制度による財政的支援を受けた又は受ける見込みがある場合は、交付の対象となりません。

10 不正受給が発覚した場合

支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合、交付決定を取り消します。なお、支払い済みの**交付金については返還いただくとともに、交付金受領日から年10.95%の加算金を納付いただきます。**（浜松市補助金交付規則第18条）

別表

1	申請書	交付金交付申請書兼請求書及び誓約書（第1号様式） ※誓約書を含む
2	交付対象車両を確認するための書類	交付対象車両一覧（第2号様式）
3	交付対象事業者であることを確認するための書類	①一般貨物自動車運送事業者：一般貨物自動車運送事業計画書 ②特定貨物自動車運送事業者：特定貨物自動車運送事業計画書 ③貨物軽自動車運送事業者：貨物軽自動車運送事業経営届出書 ④一般貸切旅客自動車運送事業者：一般貸切旅客自動車運送事業計画書 ⑤特定旅客自動車運送事業者：特定旅客自動車運送事業計画書 ⑥上記①～⑤に記載の登録車両台数に変更がある場合は、最新の情報がわかるもの（変更届等） ※運輸局から発行される①～⑤の計画書及び届出書に対する許可書では、登録車両台数の確認ができないため、上記書類の代用とはなりません。 ※運輸局の受付印のあるものをご提出ください。
4	交付対象車両の台数を証明する書類	交付対象車両の車検証の写し ※有効期間内 のものに限ります。 ※電子車検証をお持ちの方は、自動車検査証記録事項 の写しを提出してください。
5	振込先口座情報を確認する書類	振込先口座の通帳の写し ※口座名義、支店コード、口座番号、預金種別 がわかるように添付してください。
6	浜松市に事業実態があることが確認できる書類	法人 ・直近の確定申告書の写し（法人税申告書別表一及び法人事業概況説明書） ・現在事項証明書または履歴事項証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの） 個人 ・直近の確定申告書の写し（青色申告）青色申告決算書全4ページ（白色申告）収支内訳書全2ページ ・住所の記載のある身分証明書（運転免許証等） その他、事業実態が確認できる書類
7	市税に関する書類	以下の①～③のうち、いずれかの書類を提出してください。 ①特別徴収義務者義務者指定通知書の写し ②特別徴収未実施理由書（特別徴収を実施していない場合） ③市長名義の市税徴収猶予承認通知書の写し（市税の徴収猶予または換価の猶予を受けている場合）
8	提出書類チェックシート	